

議案第44号

杉並区プールの衛生管理等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成27年5月28日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区プールの衛生管理等に関する条例の一部を改正する条例
杉並区プールの衛生管理等に関する条例（昭和50年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「又は同法第134条に規定する各種学校」を「若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」に、「当該学校」を「当該学校、専修学校若しくは各種学校」に、「又は学生」を「若しくは学生又は当該幼保連携型認定こども園の園児」に改め、同条第3項第5号中「格子鉄蓋^{ふた}」を「格子鉄蓋」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の杉並区プールの衛生管理等に関する条例第3条第2項の規定により学校プールの経営の届出をしている者が、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を設置し、当該幼保連携型認定こども園において、当該届出に係る施設を用いてこの条例による改正後の杉並区プールの衛生管理等に関する条例第3条第1項ただし書に規定する学校プールを経営しようとする場合には、当該届出を同条第2項の規定による届出とみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

プールの経営の許可を不要とする施設を改める等の必要がある。

杉並区プールの衛生管理等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(許可等)</p> <p>第3条 プールを經營しようとする者は、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園において専ら当該学校、専修学校若しくは各種学校の幼児、児童、生徒若しくは学生又は当該幼保連携型認定こども園の園児を対象とするプール（以下「学校プール」という。）を經營しようとする者は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>3 区長は、第1項の規定により許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。</p>	<p>(許可等)</p> <p>第3条 プールを經營しようとする者は、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校</p> <hr/> <p>において専ら当該学校</p> <hr/> <p>の幼児、児童、生徒又は学生</p> <hr/> <p>を対象とする</p> <hr/> <p>プール（以下「学校プール」という。）を經營しようとする者は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>3 区長は、第1項の規定により許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。</p>

(1)～(4) 略

(5) 排水設備は、排水が短時間に行える能力を有すること。また、排水口及び循環水取入口には、堅固な格子鉄蓋又は金網を設けてネジ、ボルト等で固定させるとともに、遊泳者等の吸込みを防止するための金具等を設けること。

(6)～(9) 略

4 略

(1)～(4) 略

(5) 排水設備は、排水が短時間に行える能力を有すること。また、排水口及び循環水取入口には、堅固な格子鉄蓋^{ふた}又は金網を設けてネジ、ボルト等で固定させるとともに、遊泳者等の吸込みを防止するための金具等を設けること。

(6)～(9) 略

4 略